

## 定期監査報告(第6号)

### 1. 監査の対象

福祉医療課

### 2. 監査の期日

令和3年1月25日(月) 福祉医療課(保健医療室、保健福祉会館)

令和3年1月26日(火) 福祉医療課(くっちゃん保育所ぬくぬく)

### 3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

### 4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

下記事項について、再確認し改善すべきと思われる。

#### 【福祉医療課(くっちゃん保育所ぬくぬく含む)】

- ・町内医療機関の同一業務委託で同一単価のものであれば、各医療機関とのそれぞれの契約ではなく、連名とし1本の契約とすることで、事務の効率化が図れると考える。
- ・備品台帳は旧台帳からの転記になっているが新旧分に個数を記入しているため、紛らわしくなっている。個数が重複しないように記載し管理すること。
- ・業務委託の変更がある場合は、受託者から変更申請を提出してもらい、その理由等に妥当性があれば、設計変更処理を行い受託者に通知する。
- ・備品台帳は年度で管理せず、同品・同規格であれば、同一台帳内で管理すること。

と。

- ・契約書中、業務担当員や業務管理責任者の表記があるものの、それぞれ通知されていない。

- ・業務委託の積算根拠となるものが、不足している。

契約するにあたって、それらが予定価格となることから整備すべきものである。

- ・〇〇計画策定委託業務の契約書中に業務計画書(工程表)の提出条項が欠落している。契約書作成にあつては、業務内容を十分に理解・確認したうえで業務内容に沿った契約書の作成とすべきである。

- ・成果品目録は、受託者が整理・作成すべき内容が明確になるようにすべきである。

- ・公示用設計書については、入札参加者が適切に見積もるために公示しているものである。この公示用設計書においては、本業務の一件書類として綴るのではなく、別冊にすることにより書類綴の軽量化を図ることができる。

- ・高齢者事業団への業務委託について、業務単価の契約書はあるものの、個別案件毎の契約書は交わされていない。業務内容の性格上、燃油やごみ処理等の単価契約とは違い、事前に数量や箇所等を明示できるものであることから、少なくとも課単位でまとめて発注する等十分な検討が必要である。

さらに、現在の手法は実績報告を基に支払いをしているが、成果品(写真や図面等)すなわち完了届の提出や委託者側の現地確認(確認検査)も実施していない。また、単価においては、時間や1台当たりの構成になっているが、一般的には物品の購入とは違い、受託者が業務実施に係る労務者の保険であったり、チェーンソーや刈払機の刃等の経費が必要なことから、ある程度の諸経費を計上するようになっている。

新年度にあつては、これらを十分考慮・考察し実施すること。

- ・駐車場排雪業務委託において、月ごとに支払い額を決定しているが、契約書または仕様書には明記されていないことから、明記すべきである。

また、月ごとに部分払いをすることから、契約条項に部分払いの条項も加え、実態にあった契約書とすべきである。

- ・保健福祉会館管理について、電気設備高圧引込ケーブルや自動火災警報受信機が20年以上経過しており、点検の結果、要交換の指導をうけているが、現状のままであることから、防災・人命尊重の観点から、早期に改善すべきと考える。
- ・くっちゃん保育所ぬくぬくの施設において、暖房ボイラーの不具合が頻繁に起きることから、特に事務室は寒く支障をきたしているとのこと。

十分な点検と、整備が必要である。